

特別養護老人ホーム嵐山寮 入所者選考規程

(趣旨・目的)

第一条 この入所者選考規程は「京都市介護老人福祉施設入所指針(以下「指針」という。)」に基づき策定したものであり、入所決定等に関わる業務は「指針」とこの選考規程によって行う。趣旨及び目的、その他ここに定めのないものに関しては「指針」に準拠するものとする。

(入所検討委員会の設置)

第二条 入所者選考等に関わる事項については入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、この委員会において協議、決定する。

2. 委員会は、施設長、副施設長、医師、生活相談員、看護師、介護職員、介護支援専門員、第三者委員で構成する。
3. 委員会は必ず1ヶ月に1回開催するものとするが、必要が生じた場合には施設長が召集し開催することができる。
4. 委員会において欠席があった場合は、止むを得ない場合を除き、原則として同一職種から代理の者を施設長の指名により、出席させるものとする。
5. 入所選考委員会の開催にあたっては委員の三分の二以上の出席を必要とする。なお、止むを得ず三分の二に満たない場合は欠席者が議事録の確認することを条件に開催可能とする。

(入所申込の受付)

第三条 入所希望者に関しては、「指針」の様式である「入所申込書(様式1)」、「優先入所に関する評価票(様式2)」及び「入所選考に関わる調査票(様式3)」を用い、原則として担当の介護支援専門員を通じて受け付けるものとする。

2. 入所申込は随時受け付け、受付順に「受付簿」を作成する。

(優先入所該当者名簿の作成)

第四条 定例の委員会では「受付簿」に従って新規の申込者全員に関して、「優先入所に関する評価票」の「基本評価」や「特記事項(意見)」により総合評価を行い、入所の必要性の高い方を総合評価Aとし、当該申込者を優先入所該当者として「優先該当者名簿」を作成する。

2. 総合評価A以外に該当する申込者で、心身や居住環境等の状況変化等により変更届があった場合や入所の必要性の高い新規申込者があった場合は、委員会において随時変更又は追加をおこなう。

(入所者の決定)

第五条 欠員が生じた場合には、「優先入所該当者名簿」の中から施設の個別事情や居宅条件、在宅介護の困難性、在宅復帰の可能性、待機期間等を考慮し、入所者を決定することとする。(嵐山寮優先選考指標を用いる)

その際に、在宅サービスの利用や他施設の経過的利用によっても、在宅生活の継続

が困難な状況にあると見込まれる申込者を優先する。

2. 施設の個別事情とは以下のことを指す

- ① 居室条件（寝たきり度、認知症、性別等の主に身体機能や行動障害に関する条件）
- ② 地域性（本人の住み慣れた地域であること、または家族との交流が維持できる程度の近くに家族が居住している事）
- ③ 医療的ケアに関する条件
- ④ 申請者・家族の経済的な事情
- ⑤ 施設の運営に関する特別な理由

3. 委員会は、「入所選考票」を用いて入所決定に至る経過を記録し、2年間保管する。

（説明責任）

第六条 施設は入所希望者及び申込代理人から、優先入所該当者及び入所者の決定等に関する説明を求められた場合には、十分な説明を行なう。

2. なお、前項の説明及び資料の開示については、プライバシー保護など個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

附則

（適用）

この規定の適用は、平成23年7月1日からとする。